ホ　垂れ壁パネル等を設ける場合にあっては、次に掲げる措置又はこれと同等以上に有効な垂れ壁パネル等の脱落防止措置を講じていること。

(1)　垂れ壁パネルを設ける場合にあっては、袖壁パネルに幅が四十五ミリメートル以上の欠き込みを設け、又は厚さが当該垂れ壁パネルと同寸法以上で幅が四十五ミリメートル以上の受け材を設置すること。

(2)　有開口壁パネルに垂れ壁部分を設ける場合にあっては、厚さが当該垂れ壁部分と同寸法以上で幅が四十五ミリメートル以上の受け材を設置すること。

ヘ　耐力壁線上に壁パネルを設けない部分を有する場合にあっては、当該部分の上部に設けられたはり、床版又は屋根版が脱落しないための措置を講じていること。

ト　第五第三号イ(3)(i)(イ)に掲げる部分の接合部が降伏する場合において、当該接合部以外のＣＬＴパネル工法を用いる建築物等の部分が降伏しないことが確かめられたものであること。

耐力壁の構造	無開口壁パネル等の長さ			
	九十センチメートル以上、一・五メートル以下の場合	一・五メートルを超え、二メートルの場合	二メートルを超える場合	
イ(1)に適合するもの	○・四	○・五	○・五五	
イ(2)に適合するもの	○・五五	○・五五	○・五五	

この表において、Dsを計算する階における耐力壁の構造及び無開口壁パネル等の長さについて、異なる区分のものが混在する場合は、異なる区分ごとの数値のうち最大の数値を当該階のDsとする。

第九　許容応力度等計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算

令第八十一条第二項第二号イに規定する許容応力度等計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算は、次に定める基準に従った構造計算とする。

一　令第八十二条の六に定めるところによること。

二　令第八十二条第一号の規定により計算した当該階の構造耐力上主要な部分に生ずる令第八十八条第一項の規定による地震力による応力の数値に、構造耐力上主要な部分の種類に応じて次に掲げる応力割増し係数を乗じて得た数値を当該応力の数値として令第八十二条第二号及び第三号に規定する構造計算を行うこと。

イ　引張接合部（第五第三号イ(3)(i)(イ)に掲げる部分の接合部を除く。）及びせん断応力を負担する接合部（以下「せん断接合部」という。）　二・五以上の数値とする。

ロ　イ以外の構造耐力上主要な部分　次に掲げる基準に適合する場合にあっては耐力壁の構造及び無開口壁パネル等の長さに応じて次の表に掲げる数値以上の数値とし、当該基準に適合しない場合にあっては二・五以上の数値とする。

(1)　第八第二号ロからトまでに掲げる基準に適合すること。

(2)　耐力壁の構造が、次のいずれかに適合するものであること。

(i)　第五第三号イ又はロに掲げる基準に適合すること。

(ii)　第五第三号ハに掲げる基準に適合すること。

耐力壁の構造	無開口壁パネル等の長さ			
	九十センチメートル以上、一・五メートル以下の場合	一・五メートルを超え、二メートルの場合	二メートルを超える場合	
ロ(2)(i)に適合するもの	一・三	一・六	一・八	
ロ(2)(ii)に適合するもの	一・八	一・八	一・八	

この表において、応力割増し係数を計算する階における耐力壁の構造及び無開口壁パネル等の長さについて、異なる区分のものが混在する場合は、異なる区分ごとの数値のうち最大の数値を当該階の応力割増し係数とする。

第十　令第八十二条各号及び令第八十二条の四に定めるところによる構造計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算

令第八十一条第三項に規定する令第八十二条各号及び令第八十二条の四に定めるところによる構造計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算は、次の各号に定める基準のいずれかに従った構造計算とする。

一　次に定めるところによること。

イ　令第八十二条各号及び令第八十二条の四に定めるところによること。

ロ　令第八十八条第一項に規定する標準層せん断力係数を〇・三以上として計算した地震力によって構造耐力上主要な部分（耐力壁を除く。）に生ずる力を計算して令第八十二条第一号から第三号までに規定する構造計算を行うこと。

ハ　令第八十二条の六第二号ロに定めるところにより張り間方向及び桁行方向の偏心率を計算し、それぞれ〇・一五を超えないことを確かめること。ただし、偏心率が〇・一五を超える方向について、次のいずれかに該当する場合にあっては、この限りでない。

(1)　偏心率が〇・三以下であり、かつ、令第八十八条第一項に規定する地震力について標準層せん断力係数を〇・二に昭和五十五年建設省告示第千七百九十二号第七の表二に掲げるFeの数値を乗じて得た数値以上とする計算をして令第八十二条第一号から第三号までに規定する構造計算を行って安全性が確かめられた場合

(2)　偏心率が〇・三以下であり、かつ、令第八十八条第一項に規定する地震力が作用する場合における各階の構造耐力上主要な部分の当該階の剛心からの距離に応じたねじれの大きさを考慮して当該構造耐力上主要な部分に生ずる力を計算して令第八十二条第一号から第三号までに規定する構造計算を行って安全性が確かめられた場合

二　前号イに定めるところによること。

2　前項の場合において、同項第一号に定める基準に従った構造計算は、次の各号に定める基準に適合する場合に適用し、同項第二号に定める基準に従った構造計算は、建築物が平成十九年国土交通省告示第五百九十三号第四号イ又はロに該当する場合に適用する。

一　耐力壁の構造が、第五第三号イ又はロに掲げる基準に適合するものであること。

二　耐力壁として設ける無開口壁パネル又は有開口壁パネルの袖壁部分、垂れ壁部分若しくは腰壁部分に第四第一号ハに該当する開口部等を設ける場合にあっては、当該開口部等の寸法は、二十四センチメートル角以下であること。

三　耐力壁として設ける無開口壁パネル等の下階に、次に掲げる基準に適合する無開口壁パネル等を耐力壁として設けること。

イ　上階の無開口壁パネル等と同じ長さ、かつ、同寸法以上の厚さであること。

ロ　接合部（第五第三号イ(3)(i)(イ)に掲げる部分の接合部を除く。）は、上階の無開口壁パネル等の接合部と同等の耐力及び変形性能を有するものであること。